

事業に係る必要書類について

【被害状況の写真等】

- 被害箇所や程度がわかる写真、及び復旧施設や附帯設備等の規格・能力が分かる写真（パイプ径が分かる写真）の２種類
 - ※原則、原形復旧であることから、被災施設・附帯設備のもともとの規模・能力が分かる客観的な証拠
 - ※固定資産台帳等の公的な書類やＪＡ農機具台帳、商系業者の修繕記録等で規模・能力が確認できるのであれば、それを持って対応は可能。
- 撤去前及び撤去後の写真

【付帯設備等の写真】

- 事業により導入し、復旧した附帯設備、その他部材（被覆資材等）の写真。

【写真の代用】

- 原則は、写真等、客観的に被害を受けたことが証明できる事が望ましいが、困難な場合は村の証明で代用することも可とする。

【施工に係る見積書】

- 施工者の候補となりうる相手方２社の見積書（入札の場合は参考見積書）

【復旧の規格・規模の変更】

- 被災施設の見積書、復旧施設の見積書をそれぞれ２社以上

【一部自己所有を活用した再建・修繕】

- 所有する資材の分を除いた見積書
 - なお、すでに見積書等を徴取し、着工している場合は、所有する資材分を除いた分を補助対象経費とする。

【施設の移転】

- 移転する理由書

【種苗等に係る書類】

- 苗等の購入費にかかる見積書（２社以上）
- 被害写真
- 消毒作業等に使用する薬剤等の見積書または請求書

【種苗等のかかりまし経費】

- かかりまし経費分がわかる資料

【セーフティネットへの加入】

- 施設共済や農作物共済、収入保険等に現在加入している場合は、加入していることがわかる資料

【課税事業者】

- 課税事業者であることがわかる資料

【その他資料】

- その他事業実施に当たり必要となる資料